違反対象物の公表制度

「違反対象物の公表制度」とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について自ら判断し、安心して建物を利用することができるよう、消防が立入検査の際に確認し、保有している**重大な消防法令違反の情報を、ホームページで公表する制度**です。

※本制度は、いわき市火災予防条例第52条の2及びいわき市火災予防規則第13条に基づく制度です。

公表の流れ

① 消防機関が公表該当の違反を発見
② 建物関係者へ違反を通知（立入検査結果通知書及び公表決定通知書の交付にて）
③ 通知から２１日経過後、違反の状態が継続している場合には、ホームページで違反を公表

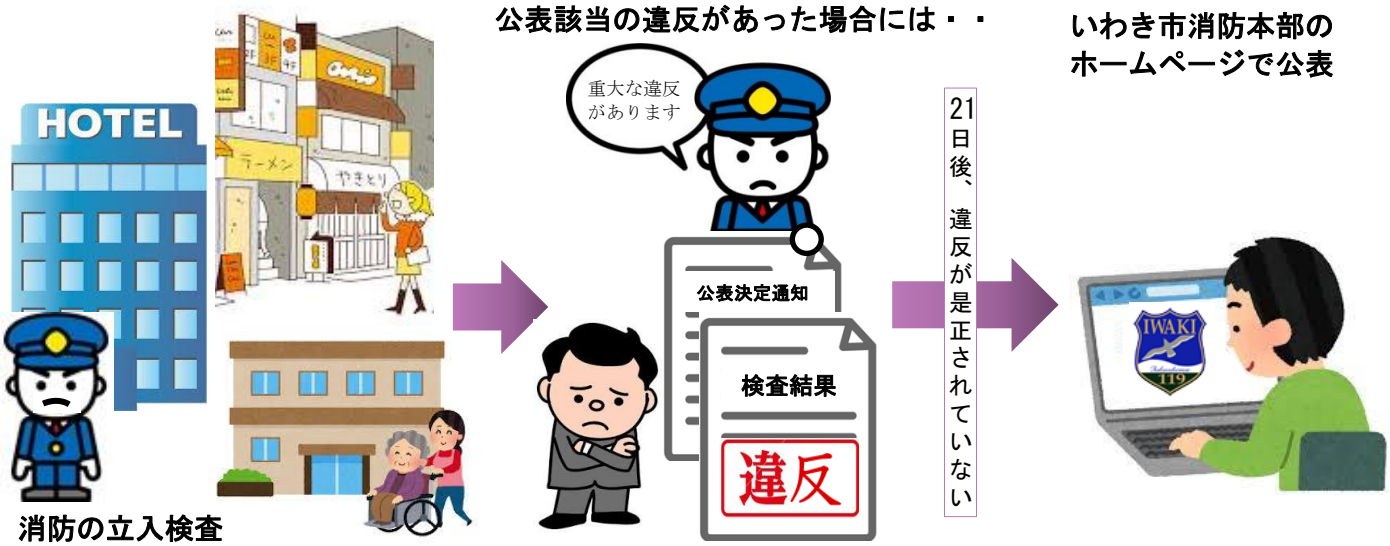

公表の対象となる建物

飲食店・スーパーマーケット・ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や、**病院・社会福祉施設等の利用者の避難が困難な建物**など。

※具体的には、消防法施行令別表第１に掲げる「**特定防火対象物**」にあたるもの。

公表の対象となる違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が、消防法令上必要であるにも関わらず、**未設置のもの、または、未設置と同等の機能障害が認められるもの。**

屋内消火栓設備
（初期消火に有効）

スプリンクラー設備
（初期消火に有効）

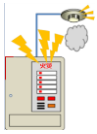

自動火災報知設備
（火災の早期発見に有効）

公表の内容

① 建物の名称（消防長が認める場合は、店舗等の名称を含む。）
② 所在地
③ 違反の内容

公表の時期

平成３０年４月１日

【問い合わせ】　いわき市消防本部予防課　0246-24-3941
□平消防署　23-9700　□小名浜消防署　92-5171　□勿来消防署　63-2248
□常磐消防署　43-2080　□内郷消防署　26-3596